

業務指示書

ミャンマー国南部経済回廊情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年6月24日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年6月30日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

() 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(○) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：国際回廊開発・経済特区開発に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／経済分析・需要予測）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：経済分析・需要予測
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路計画】

- 1) 類似業務の経験：道路計画
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年7月3日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(MMK1 = 0.115 円, US\$1 = 123.96 円, EUR1 = 135.33 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/経済分析・需要予測
道路計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

3.60 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年7月20日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ミャンマー国南部経済回廊情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／経済分析・需要予測	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

2011年3月に発足したテイン・セイン政権は、民主化・国民和解に向けた取り組みに加え管理変動相場制導入や貿易自由化推進等、市場経済化等の諸改革を続けており、貿易拡大や直接投資呼び込みにより、外貨獲得・経済成長を目指している。かかる状況を受け、1988年以降の軍事政権下で経済制裁を課してきた欧米諸国も大半を解除し、外国企業もミャンマーの低廉で豊富な労働力やマーケットとしての有望性を見込み、経済制裁の解除に伴い進出に意欲的となってきた。他方、現状ではミャンマー向け直接投資の大半が天然ガスや宝石など資源関連となっており、ミャンマー政府は資源・エネルギー開発だけでは持続的な経済発展は難しいとし、外資導入を通じた工業化を図るべく、経済特別区（Special Economic Zone。以下、「SEZ」という。）の開発を急ぐ意向を示している。

ミャンマー政府は、ティラワ、ダウエー、チャオピューのSEZ開発を計画し、ティラワは日本、ダウエーはタイ、チャオピューは中国とそれぞれ連携し開発を進めることとしたものの、ダウエー及びチャオピューは進捗が遅れている。

2008年、ミャンマー政府はダウエー市北部の200k㎡を経済特区（SEZ）と定め、タイのイタリアンタイディベロップメント社（ITD）に事業権を付与する覚書を締結した。ITD社は自己資金にて、小規模港湾、貯水池、タイ国境までの接続道路等を建設したものの、2012年、当初計画からの開発の遅れ等により、ITDからミャンマー政府に事業権が移管された。その後、ミャンマー・タイ両国政府の出資によりSPV（Dawei SEZ Development Company）が設立され、2014年より、ミャンマー政府（ダウエーSEZ管理委員会）及びSPVは、初期フェーズ開発として27k㎡の工業団地とその周辺インフラ開発についての事業権入札を実施している。

2013年以降、ミャンマー及びタイの両国政府から、日本政府に対してダウエーSEZ開発への参画の要請があり、2014年3月、岸田外相より南部経済回廊の調査実施が表明された。既存の接続道路の整備については、タイ政府・ミャンマー政府等の間で協議がなされているが、整備がなされたとしても、勾配・カーブ・法面整備等に課題が残る見通しであること、将来的な交通・物流の需要の増加に向けた拡幅の検討が必要であること、環境社会配慮上の課題の整理が必要であることから、将来的な国際幹線道路としての整備に向けた既存情報の収集及び分析のため、本業務を実施する必要性が生じている。

2. 業務の目的

ミャンマー国タニンダーリ地域における、南部経済回廊整備に向けた既存情報の収集・分析を実施し、我が国の今後の協力の在り方を検討すると共に、ミャンマー政府が事業化を検討する際の判断材料を提供することを目的とする。

3. 対象地域

ミャンマー国タニンダーリ地域

4. 相手国関係機関

ミャンマー政府建設省（Ministry of Construction）

ダウエーSEZ管理委員会（Dawei SEZ Management Committee）

5. 業務の範囲

コンサルタントは、「2. 業務の目的」を達成するために「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す内容の業務を実施し、「8. 成果品」に示す報告書を作成し、JICAに提出する。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査の基本方針

① 既存情報の収集及び関係者へのヒアリング結果に基づいた分析の実施

本調査では、日本、ミャンマー、タイの官民関係者が有する既存情報の収集及びヒアリングを実施し、それら情報に基づく分析を実施することを想定しており、地質調査・地形測量等の現地再委託が必要となるような調査の実施は想定していない。現地踏査は、雨期明けの実施を想定している。

② 必要性・妥当性

(ア) ミャンマーへの裨益：ダウエー開発には大規模な投資が必要となることから、受益者負担の観点にも鑑み、官民のステークホルダーで分担することが現実的である。一方、ミャンマー政府がダウエーSEZ 開発に公的資金を投じる意向を見せていない点も踏まえつつ、南部経済回廊整備がミャンマーにもたらす便益の試算、検討が必要である。

(イ) タンダーリ地域への裨益：南部経済回廊は、ダウエーのみならず、タンダーリの地域開発にも資することが期待されるため、同地域の地域開発や産業開発の情報収集と便益の試算が必要である。

③ 実現性

(ア) 国際幹線道路として整備する上での自然条件及び既存道の把握が必要である。

(イ) 南部回廊は山岳地帯を通ることから、トンネルや橋梁が必要となる区間の洗い出し、整備計画の検討が必要である。

④ 政治・環境社会配慮

以下の観点で課題の洗い出しが必要。

(ア) 政治問題：タンダーリ地域の一部はKNU(Karen National Union(KNU)、カレン民族同盟)の実効支配地域に属しており、KNU とミャンマー政府間での調整が必要。

(イ) 自然環境：生態系、生物相への影響の把握が必要。

(ウ) 社会配慮：ITD 社による接続道路建設の際、被影響住民への補償が不十分であったとNGOから指摘されており、同様の課題発生の可能性の確認が必要。

(エ) 難民問題(土地問題)：紛争により、タンダーリ地域から数千人規模の難民がミャンマー国内及びタイ側に発生。難民帰還時の土地問題が本事業の実施に与える影響の有無。

(2) 留意事項

相手国実施機関（建設省、ダウエーSEZ 管理委員会）に加え、特に対象路線の道路計画に係る検討に際しては、以下の各関係機関とも協議を行い進める。

(ア) タイ政府：国家経済社会開発庁（National Economic and Social Development Board）、運輸省（Ministry of Transport）、周辺諸国経済開発協力機構（Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency 等

(イ) Dawei SEZ Development Company (SPV)

7. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成・説明・協議

① 以下の既存資料の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を記載したインセプション・レポート案を作成する。

(ア) 経産省実施のダウエー関連調査及び産業発展ビジョン

(イ) JICA の既存調査（南東部地域総合開発計画、全国運輸マスタープラン等）

(ウ) ERIA のミャンマー開発ビジョン

(エ) ダウエーSEZ 初期開発事業概要（入札実施済、接続道路整備含む）

② JICA との協議後、ミャンマー建設省に対し説明を実施（調査方針、調査計画、ミャンマー建設省に要求する情報等を説明）。

(2) 調査

① 既存開発計画・調査・開発状況のレビュー

以下の資料を入手しレビューを実施（資料がない場合は関係者へのヒアリングを実施）するとともに、ダウエーSEZ の開発現状をアップデートする。

(ア) ITD 社作成の当初開発計画

(イ) MCDP (Myanmar Comprehensive Development Plan) ドラフト

(ウ) ミャンマー建設省道路開発計画

(エ) タニンダーリ地域開発計画・産業開発計画（現在の産業分布含む）

(オ) ダウエーSEZ の開発状況

② 需要予測・経済効果分析

(ア) ダウエーを物流拠点・生産拠点として開発した場合の各種需要予測

(イ) 経産省調査にて試算済の需要予測の詳細化を図りつつ（バンコク・チェンナイ間の輸送量の精緻化等）、タイを中心としたインドシナ地域、ミャンマー、インド・中東地域間の物流需要予測を実施（既存の海上交通から南部回廊への転換を考慮）。

(ウ) ダウエーSEZ 関連の交通網の整備及び生産拠点の整備によるミャンマー国及びタニンダーリ地域への経済効果の試算（雇用、税収、ミャンマー国内・タニンダーリ地域の産業の発展等）。

(エ) ミャンマー及びタイの労働力市場の分析、ダウエーへ供給可能なミャンマー人労働力の試算

(オ) ASEAN 経済統合に関するインパクト（想定される影響とボトルネック（通

関等の手続き等))

③ 対象路線の道路計画に係る検討

ミャンマー政府・ITD 社・タイ政府等関係者が有する既存資料（地形図、衛星写真等）を活用し、ダウエーSEZ からタイ国境までのエリアを対象として以下の調査を実施。

- (ア) 地形状況、土地利用状況、集落・重要建造物（寺院等）分布状況
- (イ) 道路インベントリー調査（既存道路の位置情報整理程度）
- (ウ) 水文・災害情報分析
- (エ) 初期フェーズ開発にて整備される道路の改良案及び概算額の算出
- (オ) 需要予測を踏まえたフルフェーズ道路整備案（概算額の算出含む）
- (カ) 資金調達方法案の検討

④ 環境社会配慮

- (ア) 計画道路沿線の社会状況整理
- (イ) ダウエーSEZ 開発に際しての自然環境及び社会配慮上の課題の洗い出し
- (ウ) 既存資料及び関係者（ミャンマー政府、UNHCR 等）へのヒアリングに基づき調査。
- (エ) 対象事業実施にあたっての留意事項の整理・ミャンマー政府が取るべきアクションの整理

(3) ファイナルレポートの作成・報告

上記調査結果を基にドラフト・ファイナルレポートを作成し、JICA の承認を得た後、ミャンマー建設省、ダウエーSEZ 管理委員会、タイ政府関係者に報告、協議を実施。得られたコメントを踏まえ、ファイナルレポートを作成する。

8. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等
提出時期：調査開始後半月以内（2015 年 8 月下旬頃）
部 数：和文 5 部、英文 20 部（簡易製本）

(2) ドラフト・ファイナルレポート（DF/R）

記載事項：調査結果の全体成果
提出時期：2015 年 12 月上旬頃
部 数：本文（和文 5 部、英文 20 部）、要約（パワーポイント形式、和文 5 部、英文 20 部）（簡易製本）

(3) ファイナルレポート（F/R）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）
提出時期：2015 年 1 月中旬頃
部 数：製本版：本文及び要約（パワーポイント）（和文 10 部、英文 30 部）、
CD-R 3 部

(4) デジタル画像集

記載事項：本調査対象サイト等のデジタル画像等

提出時期：F/R と同時提出

部 数：CD-R 2 部

(5) その他の報告書類

① 議事録等

先方政府、他ドナー、本邦企業等との協議・ヒアリングに係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会（JICA 本部・ミャンマー事務所・タイ事務所での会議も含む）における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 日以内に JICA に提出する。

② 先方政府への提出書類

先方政府への提出文書は、その写しを JICA に速やかに提出する。

③ 収集資料

本業務にて収集した資料一式は、リストを作成の上、ファイナルレポート参考資料としてファイル（1 部）、及び電子データ（1 部）にて提出する。

④ その他

上記の他、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

注1：報告書及び電子データ（CD-R）の提出については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照のこと。

注2：報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2015年8月中旬より業務を開始し、同下旬にインセプションレポート、2015年12月にドラフトファイナルレポート、2016年1月にファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約4.7M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務行程を考慮の上、適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案すること。

なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／経済分析・需要予測（2号）
- 2) 道路計画（3号）
- 3) 環境社会配慮

3. 調査用機材の調達

本業務の実施のために、本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

コンサルタントは、業務遂行上必要な調査用機材があればプロポーザルにて提案し、その価格を見積もりに含めること。

4. 配布資料・閲覧資料

(1) 参考資料（以下のサイトから入手）

- ① ミャンマー国 少数民族のための南東部地域総合開発支援プログラム形成準備調査ファイナル・レポート 主報告書
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000012635>
- ② ミャンマー国全国運輸マスタープラン（調査名：ミャンマー国全国運輸交通プログラム形成準備調査）
http://www.jica.go.jp/information/seminar/2014/ku57pq00001nep1r-att/kf20140813_01_01.pdf
和文要約 <http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000020103.html>
英文要約 <http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000020104.html>
英文本体 <http://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000020105.html>
※和文は要約版のみの作成。
- ③ ミャンマー・ダウエー開発等における事業可能性調査報告書（経済産業省）
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003182.pdf
- ④ 南部経済回廊に関する課題検討調査報告書（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E003696.pdf

- ⑤ ミャンマー産業化促進支援総合開発計画調査（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/000107.pdf

- ⑥ REGIONAL CONNECTIVITY, THE COMPREHENSIVE ASIA DEVELOPMENT PLAN (CADP) AND MYANMAR COMPREHENSIVE DEVELOPMENT VISION

[http://www.eria.org/3.Toward%20CADP3%20Regional%20Connectivity,%20the%20Comprehensive%20Asia%20Development%20Plan%20\(CADP\)%20and%20Myanmar%20Comprehensive%20Development%20Vision%20\(MCDV\).pdf](http://www.eria.org/3.Toward%20CADP3%20Regional%20Connectivity,%20the%20Comprehensive%20Asia%20Development%20Plan%20(CADP)%20and%20Myanmar%20Comprehensive%20Development%20Vision%20(MCDV).pdf)

(2) 貸与資料

以下の資料は JICA 東南アジア・大洋州部（担当：橋本）03-5226-9027 において貸与可能。

- ① ダウエー初期開発事業概要

5. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所、在ミャンマー日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

(2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上